

株式会社 エミール介護センター 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、株式会社 エミール介護センターが開設する 株式会社 エミール川越福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定（介護予防）福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態または、要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、福祉用具の貸与を行うことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の専門相談員は、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社 エミール川越福祉用具貸与事業所
- 二 所在地 埼玉県川越市砂新田 3-18-8

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも（介護予防）福祉用具貸与を行うものとする。
- 二 専門相談員 2人以上
専門相談員は、福祉用具の選定の援助、取付け、調整等の専門的な援助を行い、（介護予防）福祉用具貸与を行うものとする。

三 事務員

事務職員は、必要な事務を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、5月3日から5月5日、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。
ただし、日曜日を除く祝祭日は、営業日とする。)
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 8時20分から17時20分までとする。

第6条 ((介護予防) 福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額)

指定(介護予防) 福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 一 指定福祉用具の提供に当たっては、利用者の身体簿の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、使用方法の指導、故障時の対応などを適切に行う。
- 二 指定福祉用具の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する(介護予防) 福祉用具貸与を行う。
- 三 提供する指定(介護予防) 福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 四 (介護予防) 福祉用具貸与の提供にあたっては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及び家族等に十分説明し、理解を得たうえで行うものとする。
- 2 指定(介護予防) 福祉用具貸与の提供に当たり取扱う種目は、厚生労働大臣が定める(介護予防) 福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。
 - 一 車いす(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 二 車いす付属品(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 三 特殊寝台(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 四 特殊寝台付属品(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 五 床ずれ予防用具(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 六 体位変換機(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 七 手すり(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 八 スロープ(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 九 歩行器(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 一〇 歩行補助杖(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 一一 認知症老人徘徊感知器(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)
 - 一二 移動用リフト(福祉用具貸与) (※₁介護予防福祉用具貸与)

- ※¹理由書及び、医師の意見書の作成により保険者が許可した要介護者等に対し、介護予防福祉用具貸与は可能とする。
- 3 (介護予防) 福祉用具貸与を提供した場合に利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に基づく別紙料金表（カタログ）によるものとし、当該（介護予防）福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする
但し、月の中途の契約・解約の場合の料金は15日を境に1ヶ月の半額の料金とする。
- 4 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、さいたま市

第8条 (衛生管理)

- 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。
- 2 福祉用具の消毒保管を外部事業者に委託する場合には、必要事項を記載した契約書を交わすものとする。

第9条 (その他運営に関する重要事項)

- 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 掲示及び目録の備え付け
- 一 事業所の見えやすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
- 二 サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取扱う福祉用具の品目品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
- 5 正当な理由なく、(介護予防) 福祉用具貸与サービスの提供を拒まないものとする。

また、自社によるサービス提供が困難な場合には、速やかに他の指定（介護予防）福祉用具貸与事業者を紹介する。

- 6 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 7 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- 8 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意思があるときは必要な援助を行う。
- 9 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供する。
- 10 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 11 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 12 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社 エミール介護センター 代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成21年10月1日から施行する。

この規程は平成23年3月3日から施行する。